

令和6年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和6年3月12日第1回市議会定例会（第5日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 長田 淳	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	22 木村 哲也
23 河内 伸一	24 小島 倫明
25 舟橋 秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長 山下 史守朗	副市長 伊木 利彦
副市長 平岡 健一	教育長 中川 宣芳
市長公室長 笹原 浩史	総務部長 松浦 智明
地域活性化営業部長 石川 徹	市民生活部長 入江 慎介
健康生きがい支え合い推進部長 江口 幸全	福祉部長 伊藤 俊幸
こども未来部長 川尻 卓哉	建設部長 前田 多賀彦
都市政策部長 鶴飼 達市	上下水道部長 水野 隆
市民病院事務局長 長尾 正人	教育部長 伊藤 京子
監査委員事務局長 伊藤 裕介	消防長 高橋 博之
市長公室次長 駒瀬 勝利	総務部次長 舟橋 知生
地域活性化営業部次長 三品 克二	市民生活部次長 小川 正夫

健康生きがい支え合い推進部次長	落合健一	福祉部次長	小川真治
こども未来部次長	伊藤加代子	建設部次長	竹内隆正
都市政策部次長	堀場武	上下水道部次長	笹尾拓也
市民病院事務局次長	竹田孝一	教育部次長	矢本博士
会計管理者	林浩之	副消防長	小口高広

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	高木大作	議事課長	河村昌二
書記	舟橋紀浩	書記	尾崎拓実

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

議案審議

議案第2号 小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 小牧市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 小牧市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 小牧市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

- 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 小牧市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
- 議案第19号 小牧市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 市民会館ホール舞台照明設備更新工事請負契約の締結について
- 議案第21号 小牧市道路線の廃止について
- 議案第22号 小牧市道路線の認定について
- 議案第23号 令和5年度小牧市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第24号 令和5年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 令和5年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 令和5年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 令和5年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 令和5年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 令和5年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 令和5年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 令和5年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和5年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 令和5年度小牧市下水道事業会計補正予（第3号）
- 議案第34号 令和6年度小牧市一般会計予算
- 議案第35号 令和6年度小牧市土地取得特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第38号 令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計予算

- 議案第39号 令和6年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算
議案第40号 令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計予算
議案第41号 令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算
議案第42号 令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算
議案第43号 令和6年度小牧市病院事業会計予算
議案第44号 令和6年度小牧市水道事業会計予算
議案第45号 令和6年度小牧市下水道事業会計予算
議案第47号 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長（高木大作）

ただいまの出席議員は25名であります。

○議長（舟橋秀和）

皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。諸岡英実議員。

○13番（諸岡英実）

議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従って質問をさせていただきます。
学用品等の家計負担軽減、持続可能な環境のための資源活用について。

「隠れ教育費」とも言われる学用品等の家計負担軽減と、持続可能な環境のための資源活用について伺います。

日本国憲法第26条には、「義務教育はこれを無償とする」という明記がなされており、こういったことから本来、公立小中学校においては無償であるはずですが、実際には、ドリルや副教材など様々な教材費、絵の具セットや習字セット、鍵盤ハーモニカや裁縫セット、細部に至っては体操服といったジャージ類や制服、体育館シューズや上履き、スリッパなど、個人持ちの個人負担となっている学用品類が様々な存在し、義務教育といえど、思いのほかお金がかかります。

そういったものを「隠れ教育費」と呼んでいるわけですが、昨今の物価高騰により家計負担から、こういったものを個人所有にするのではなくて、もうこれからは学校

備品化できるものは進めていったら、プラスチック製品の削減で環境配慮にもなるし、家計も助かるよねといった声を頂戴するようになりました。実際に、絵の具セットや習字セット、鍵盤ハーモニカや算数セット、習字セットなど、個人所有から学校備品化する動きや、セット買いするのではなく、例えば鍵盤ハーモニカもマウスピースの部分だけを購入するなどといった方法で、個人所有と学校備品のハイブリッド化する動きも広がっています。上履きスリッパなどは使用頻度も高く、サイズアウトするスピードが速かったり、頻繁に壊れたりするという一方で、汎用性の低い学校指定品から汎用性の高いものに移行したりすることで負担を軽くしたりする動きもあるようです。

実際に、こういった個人負担、個人所有となっていた学用品類について、学校備品化する報告へと移行している自治体の事例もあります。また、令和6年度には、東京都品川区のほうでは、義務教育を受ける児童生徒対象が使う学用品を全額、所得にかかわらず無償化するという思い切った子育て世帯支援が新年度予算に盛り込まれているなど、学用品類の所有の在り方は変容しつつあります。

現在、本市でも、類似品を認めるですとか、学校単位でPTAさんなどを通じて、バザーなどで自主的な取組として3Rの活動を行っていただいていたたり、プレミアム商品券で何とか教育に必要なものの手配を済ませて出費を抑えたりと工夫もあるようでございますが、ここ数年の物価高騰の影響も受けて、家庭での教育費全体の値上がり感、家計負担感は否めません。おさがりや類似品を認められているといえど、結局買い足すものも多く、多子世帯など切実な負担感があるとのことでした。

そこでまずは、(1)教材所費の家計負担軽減について。

小中学校の保護者に求められる個人負担の各種教育関係備品について、年間かかる費用はどれほどかお伺いいたします。

(2)教材の特性に応じた、所有主体の適正化について。

家庭購入となっている算数セットや数図ブロックなどは、特定の学年、期間しか使わないということもあり、学校備品化に向いている教材ではないか。おはじき一つ一つに名前をつけるのは本当に必要なコストなのかといった声ですとか、絵の具セットや習字道具でも、消耗品ではない絵の具や墨汁、筆以外のパレットや共有できる筆バケツ、そういったものは環境配慮の観点や登下校時の荷物の軽量化、ダウンサイジングにも一役買くと、子どもにはびっくりするほど多い忘れ物や落とし物の心配もないという観点で、学校備品化を進めてもよいのではないかとといった保護者の声もあります。

「シェアリングエコノミー」という言葉が定着して久しいわけですが、物は所有する時代から共有する時代に改革をしており、この考え方はこれからの時代を生きていく

子どもたちにも定着していく観念ではないでしょうか。

そこで、ア、教材の特性に応じ、個人所有から学校備品化を進め、貸出しを行うなどを進めることは、大量消費を進めない環境配慮の観点、物を大切に扱う観点、ありとあらゆるものへの名前つけなど、家庭の負担からの解放の観点からも合理的ではないかと考えますが、それぞれの適正や考え方について伺います。

また、多子世帯については、現在、おさがりや類似品でカバーするケースがありますが、複数購入が必要になる場合も多いです。そういった家庭に対する学用品補助などはあるのかといった観点から、イ、多子世帯が同じものを複数購入する現状へ配慮する取組について、お考えを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○教育部次長（矢本博士）

それでは、質問項目1、学用品等の家庭負担軽減、持続可能な環境のための資源活用について。

（1）教材所費の家計負担軽減について。

小中学校の保護者に求められる、個人負担の各種教育関係備品の年間費用についてのお尋ねであります。

本市におきましては、保護者に対して個人負担の各種教育関係備品に係る費用の調査はしておりませんので、文部科学省が行った「令和3年度子どもの学習費調査」の結果により、お答えをさせていただきます。

この調査は、文部科学省が人口規模に応じて対象校を抽出し、保護者に回答を求めたものであり、その調査の中で、学校教育費として保護者が子どもの教育のために学校に納付した経費及び子どもに学校教育を受けさせるために支出した経費についても調査が行われているものであります。

学校教育費の具体的な内容といたしましては、学用品費、体育用品費、楽器等購入費、実験実習材料費、クラブ活動費、修学旅行費、通学費などであり、令和3年度の年額といたしましては、公立小学校においては6万5,974円、公立中学校では13万2,349円となっております。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（2）教材の特性に応じた、所有主体の適正化についての、ア、教材の特性に応じ、個人所有から学校備品化を進め、貸出しすることについての考えにつ

いてでございます。

個人所有と学校備品の区分の考え方につきましては、明確に定めはありませんが、基本的に個人で持ち帰って自宅での学習に活用できるものや消耗品としての性格が強い教材につきましては個人所有とし、学校のみで利用する教材や備品としての性格が強い教材につきましては、学校所有としておるところであります。また、個人所有の教材につきましては、学習活動で必要なもののうち、必要最小限のものを保護者をお願いしているところでもあります。

そうした中で、他自治体の事例として、様々な観点から個人所有の教材を学校備品として購入しているところもあるようであります。本市におきましても、一部の小学校では、使わなくなった算数セットの寄附を募り、学校保管としていく取組を始めておりますので、他校にもその情報を共有してまいります。

次に、イ、多子世帯が同じものを複数購入する現状へ配慮する取組についてであります。

各学校から保護者へ購入をお願いするものとしましては、例えば小学校1年生では算数セット、粘土、色鉛筆、カスタネットなどがあります。これらは、必ず新品購入してくださいということではなく、兄や姉がいる子でおさがりが利用できる場合は、それらを利用してもらうことは可能でありますし、あるいは、本人が保育園や幼稚園で使用していたものがあれば、それを利用してもらってもよいことを各校で案内しているところです。

また、まだ使用できる学用品の提供を卒業生から受け、新入生や在校生に使用してもらいリサイクルにも取り組んでおり、保護者の負担に配慮しているところでもあります。

以上です。

○13番（諸岡英実）

市としてはなかなか調査はできていないということでしたので、国のほうから調査結果をお示しいただきました。

まず、国の令和3年度の子どもの学習費調査から御答弁いただいた内容では、公立小学校では7万円弱、中学校では13万円程度が年間にかかっているということでした。中学校は制服やジャージ等の出費もありますので、小学校より大幅に高額となっております。ちなみに、ここには給食費の費用や部活動の費用等は入っておりませんので、これに加えてかかってくる費用もあります。

この調査によれば、保護者が支出した1年間の子ども1人当たりの学習費の増額として、公立小学校では年額35万2,566円、公立中学校では53万8,799円との報告も出て

おりましたが、学校での学びを補完するための学校外教育の需要の増大から見ても、義務教育はやはり無償ではないなど。また、高等教育に膨大なお金がかかってくるので、せめて小中学校の時期に余力を残せる、そういった保護者への状況に寄り添った取組があってほしいなど改めて感じるところです。1年おきにこの調査が更新されるようではありますが、前回調査からやはり3万円から6万円程度費用が上昇しています。令和5年度の調査も今行っている状況かと思いますが、値上がりしているのではないかなと推測するところで、結果が気になります。

教材の特性に応じた所有主体の合理化・適正化については、先ほど御答弁でもいただきましたけれども、名古屋では多くの公立小学校が、算数セットや彫刻刀などを学校の共有物として公費で購入されております。市教育委員会の担当者によりますと、リコーダーや運動靴などそれぞれの子の専門のもので、最終的に家に持って帰るものやノートや鉛筆などの消耗品は各家庭に自費で買ってもらうんですが、それ以外は公費で買える運用にしているそうです。最終的に何を公費で買うかというのは、各校長の判断に委ねているけれども、学校に備えておいて別の子も使えるというものは、共有物にして鍵のかかる棚に保管して、必要なときに出して使えばいいのではないかという考えだそうです。

最後に、本市でも一部の学校では、使わなくなった算数セット等の寄附を募って学校管理していくという共有財化が始まっているというお話もありましたけれども、こういった取組は、算数セットだけにこだわらず、何が共有物として向いているのかということをご検討いただき、先生やPTAの方々の善意ベース、担当者からのお願いベースにするのではなくて、こういった取組を教育委員会全体としてぜひ進めたいというふうに思いますけれども、お考えを伺います。

○教育長（中川宣芳）

様々な物品についての学校備品化の取組に対する考えについてでございますが、個人所有の学用品を学校の備品にするということは、これまで個人で持ち帰って自宅での学習に活用できていたものができなくなるということにもなってまいります。また、消耗品としての特性が強い学用品を学校備品にする場合は、備品の点検・補充といった教職員の負担が大きくなる懸念もされるところであります。

そのため、学用品の学校備品化につきましては、学校や保護者の意向もありますので、学校と話し合いをすることから始めたいと考えておるところであります。

以上です。

○13番（諸岡英実）

様々な備品というか、学用品の使いこなし方というものもある、家のほうでやるとい

うこともありますので、そういったところは学校のほうと連携して話し合っただけということだったんですが、備品化すべき教具のこの調査を含めて、これを機に様々な声を拾っていただけると大変幸いと思います。

学校との話合いというのは、どのような折を見て取り上げていただけるのでしょうか、お伺いします。

○教育長（中川宣芳）

先ほど議員の御発言の中にもありましたが、名古屋市においては校長の裁量によってというお言葉もございましたが、まず本市におきましては、年度当初に校長会だとか教頭会で、他自治体の事例等として、様々な観点から個人所有の教材を学校所有として購入しているところもあることや、本市においても一部の小学校では、使わなくなった算数セットの寄附を募り、学校保管としていく取組を始めていることなどについて話をするところから始めたいと考えております。

以上です。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございます。先生方の負担が大きくなるような懸念をおっしゃったんですけれども、名古屋市などは所帯が大きい自治体でありながらも、その点についてもクリアしながら対応しているということですので、ぜひ校長会などでそういったところを、折を捉えて自治体の他事例というのを参考にしていただけたらというふうに思います。

以上で、質問項目1を終わります。

続きまして、質問項目2、学校施設の断熱措置と体育館へのエアコンの設置についてでございます。

(1) 小中学校の断熱措置についてであります。

まず、学校の断熱化について伺っていきたくと思いますが、今、学校の断熱改修の必要性が叫ばれているかと思えます。公立小中学校のほとんどの校舎は無断熱であると伺っています。普通教室、特別教室へのエアコンの設置が進んだものの、物価高騰の影響から光熱費がかなりかさんできている、さらに、コロナ禍とあって過度な環境を強いられ、夏は冷やしてもすぐ暑くなる、冬は温めてもその熱がすぐ逃げるといったことから、そういった名残が今も続いているということをお伺いしております。子どもたちの健康や学習環境に影響があるのではとの声も伺っております。

市としても積極的な節電を呼びかけていただいた時期もあると伺っておりますが、そもそもこの状況は、穴の開いたバケツに水を注ぎ続けるようなもので、断熱改修は子どもたちの快適性の向上や、それに加えて電気代の削減だけでなく、温室効果ガス

の削減にもなります。

2050年をめどに、本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とする、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市といたしましても、断熱化を進めるべきですし、また、人口減少社会に即した学校の在り方を模索するという事で、新しい学校づくり推進計画検討委員会を設置し、大規模改修や学校の建て替え、統廃合の検討が進んでいくということです。この機会をとらえて小中学校の断熱措置の向上検討をしていただきたいという考えでお伺いをさせていただきます。

令和5年4月28日付の文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」の中で、「熱中症の予防策の1つとして室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱、気密性の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、施設設備の状況に応じて日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くするなどの工夫をすること」と示されております。

エネルギー消費量の効率化や節電の観点から、各教室や上の階の教室の断熱改修は必要ではないかと思えますけれども、市は、学校の断熱が現状無断熱であるということとを踏まえて、その必要性についての御認識、見解を伺います。

(2) 小中学校体育館のエアコン設置についてでございます。

普段は子どもたちの授業や行事、部活、放課後の遊び場、地域交流の場としても幅広く利用されている小中学校の体育館は、災害時の避難所として指定されておりますが、昨今の記録的猛暑や熱中症リスク等を鑑みても、学校体育館へのエアコン設置の必要性は高まっていると思えます。

小中学校体育館へのエアコン導入検討状況についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○教育部長（伊藤京子）

それでは、質問項目2、学校施設の断熱措置と体育館へのエアコン設置について。

(1) 小中学校の断熱措置について。

エネルギー消費量の効率化、節電の観点から、各教室などの断熱改修の必要性について、市の見解についてのお尋ねであります。

本市におきましては、児童生徒が一年を通して学習に集中できる快適な環境を整備するため、平成27年度から教室への空調機設置を開始し、令和4年度までに全ての普通教室、特別教室への設置が完了したところであります。

御指摘にとおり、上の階の教室は熱がたまりやすいため、エアコンが効きにくいと

いうことは確かではありますが、現時点では授業に支障を来すということではなく、エアコンの設置により児童生徒にとって快適な環境が整備できたものと考えております。

また、コロナ禍以降、換気の必要性により、エアコンが稼働していても室温が高くなるというような状況が生じることがありますので、時間を決めて換気を行うなど、効率的な換気によりエアコンの効果を高めていく工夫をしているところであります。

そうした中、御指摘をいただきました断熱性能が低い古い校舎の断熱改修につきましては、エアコンの効率を高め、光熱費の削減や省エネの観点からも有効であると考えますが、一方では、財政的に大きな支出を伴うことが想定されるため、現時点では費用対効果の面から慎重にならざるを得ないものと考えております。

なお、近年改築しました小牧南小学校などにおきましては、屋根、外部開口部周りに断熱材を設置するなど、エネルギー消費量の効率化も図った校舎を建築したところであり、今後改築する小中学校につきましても、同様に整備をしていく考えであります。

次に、(2)小中学校体育館へのエアコンの設置について。

小中学校体育館へのエアコン導入検討状況についてのお尋ねであります。

令和4年第3回定例会の星熊議員の一般質問にお答えしましたとおり、災害時における体育館の避難所利用や、子どもたちの学校での活動における体育館使用時の熱中症予防の観点からも、体育館への空調機設置の必要性はますます高まっていることから、整備手法等について検討を進めてまいりました。

空調機の方式としましては、主に都市ガス方式、プロパンガス方式、電気方式があります。体育館及び武道場への空調機の設置を想定した、1校当たりのそれぞれの方式による設置工事費と断熱工事費を合わせたイニシャルコストと15年間の使用を想定したランニングコストを合算したトータルコストなどの比較を行い、導入方式の検討をしているところであります。

また、災害時におきましては、ライフラインの途絶により空調機が使用できなくなることも想定されるため、その復旧までにかかる時間なども併せて検討材料とする必要があります。

そして、何より、体育館への空調機の設置には高額な費用を要します。概算では、小学校の体育館で、方式にもよりますが、1校当たり約4,000万円から7,000万円の工事費がかかり、中学校の体育館と武道場では、1校当たり約7,000万円から1億3,000万円程度の工事費がかかるものと見込んでおりますので、国の補助金等を活用し、財源の確保にも努める必要があります。

学校施設全体が老朽化しており、児童生徒が安全・安心で快適に学校生活を送るた

めには、体育館への空調機の設置以外にも校舎や体育館の屋根の防水改修等の老朽化対策など多くの施設整備が必要となることから、学校施設全体の状況を鑑みるとともに、現在策定中の、「小牧市新たな学校づくり推進計画」における学校再編等の検討状況も確認しながら、体育館への空調機の設置に向けて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございました。小中学校の体育館へのエアコン設置について、最初の答弁でエアコン設置の検討状況について伺い、概算の工事費が新たに出てまいりました。本当にお金がかかるなというふうに感じるとともに、一歩前に検討が進んでいるんだなというふうに感じております。

現状、国の補助金頼み、頼みの綱ということで、本当に学校の建て替えとの絡みもあり、明快に答弁が難しいように見受けられますけれども、子どもたちの学習環境の向上、そして、適正な避難所機能の整備という点でも、早期に防水・老朽化対策、空調機の設置、そして断熱措置共々、計画を示していただきたいというふうに思います。

(1) アに対する再質問ですが、断熱の必要性については御認識を確認させていただき、分かっているな、良かったなというふうに思うところではあるんですけども、具体的に少し伺ってきたいというふうに思います。

現状、夏場は35度を超える猛暑日が年々増えているという中で、多くの学校が無断熱の状態の日々エアコン、扇風機を酷使しているという状況にあり、大変エネルギー消費効率が悪くなっている、また、コロナ禍の名残で換気の回数も多いということは御答弁いただいたとおりでありまして、つまり、せっかく導入したエアコンの使用負荷が必要以上にかかっていることが考えられると、加えて、光熱費が過大になっているということではありますが、過去3年間のガス代・電気代・光熱費の推移は一体どのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。

○教育部次長（矢本博士）

小中学校の電気・ガスの使用量と料金の推移についてのお尋ねであります。

まず、市内小中学校の電気の使用量と料金といたしましては、令和2年度は約310万キロワットアワーで4,966万円余、令和3年度は約326万キロワットアワーで5,913万円余、令和4年度は約353万キロワットアワーで9,490万円余であります。

電気の使用量は、コロナ禍の換気の影響もあり増加傾向であり、また、電気料金につきましては、料金単価の値上げもあり、特に令和4年度は大きく増加しております。

次に、市内小中学校のガスの使用量と料金といたしましては、令和2年度は約49万

リユーベで3,986万円余、令和3年度は約48万リユーベで4,690万円余、令和4年度は約51万リユーベで7,024万円余であります。ガスの使用量は横ばいですが、ガス料金につきましては、料金単価の値上げもあり、特に令和4年度は大きく増加しております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

年々消費量、光熱費ともに増加しているということが分かりました。また、令和4年度の上げ幅は、料金の値上げ等もあり、2倍近くになったということでした。

学校の断熱構造の改善で抑えられるランニングコストもあるのではないかなというふうに思っていますが、他国と比較するとやはり断熱への意識が低く、ここまで来てしまっていたのかなというふうにも思うんですけども、今後の熱効率の向上、脱炭素化の取組として、やはり断熱化という発想がないといかがなものかなというふうに思います。

省エネ法が改正されて、2025年から全ての新築住宅、そして非住宅に断熱化が義務化されるというふうに伺っておりますが、学校などの大規模非住宅については、2017年から適合の義務があると思います。当然小牧南小学校では断熱化措置をしていたということですが、これから建設される小中学校においても断熱化が必要になってくると思います。

これに併せて今、既存の無断熱の状態の学校は、どのように対応していくのかということを中心に伺っていきたいと思うんですけども、こういった断熱化に対する取組の計画があるのか、計画がないのであれば、実施に向けてどのようなことを考えられているのか、お伺いさせていただきます。

○教育部長（伊藤京子）

今後の学校建設における取組と、基準を満たしていない既存の学校についてどのように取り組むのかというお尋ねかと思えます。

議員御指摘のとおり、2017年4月に施行されました建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律では、学校などの2,000平方メートル以上の大規模な非住宅につきましては、省エネ基準の適合義務があり、建築の際には、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないことになっております。

そのため今後、建築される小中学校につきましては、屋根や外壁の高断熱化や高効率照明の導入等の省エネルギー化など、環境に配慮して整備していく必要があります。

しかし、2017年4月よりも前に工事に着手した学校につきましては、省エネ基準に適合させる義務はなく、また、先ほどもお答えしましたとおり、断熱性能が低い古い

校舎の断熱改修につきましては、エアコンの効率を高め、光熱費の削減や省エネの観点からも有効であると考えているところではありますが、一方では、財政的に大きな支出を伴うことが想定されるため、現時点では費用対効果の面から慎重にならざるを得ないものと考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございます。やはり財源の部分で苦心しておられるということですが、義務化はされていないというふうにおっしゃいましたけれども、熱効率を向上させるということは、やはり必要性としてはあるのかなというふうに思っています。

全国の事例を見渡しますと、主にゼロカーボンシティ宣言を行っている自治体で取り組まれているところが多いそうなんですけれども、子どもたちに快適な学習教育環境を整備したいと考える保護者や民間企業と行政との連携で、夏は涼しく、冬は暖かい教室をと、老朽化した公立学校の教室に市民の手で対策を施す「断熱ワークショップ」という取組が広がっています。授業を通して気候変動問題や環境対策について真剣に学び、普段持つことのない電動ドリルや断熱材を扱って、自ら技術を習得し簡単な工事体験をするといったことや、自分たちや後輩に残していく学校を自分たちで快適にするんだという主体性を学校の中で学ぶ取組にもなっています。地域の協力企業と連携したり、クラウドファンディングによって資金集めをして、地域の協力企業の大人たちと一緒に工事当たることから、キャリア教育的な側面も果たされると広がりを見せています。

子どもたちの学習環境が向上し、省エネの意識も高まる効果が期待されており、市としてもこういったワークショップを参考にされてはいかがかなというふうに思います。環境を担う部局には、これをぜひ契機として考えていただきたいというふうにも思いますし、良い取組かと思しますので、低コストで断熱化を進めていく一つの方法として提案、要望をさせていただきます。

以上で、質問項目2を終わります。

質問項目3であります。

eスポーツ、シルバーeスポーツの普及について。

現在、全国、全世界で人気上昇しているeスポーツ。eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称ですが、このeスポーツ、今や中学生の将来就きたい職業ランキング上位には、ゲーム実況配信をはじめとした「ユーチューバー」に続

き、「プロeスポーツプレイヤー」がランクインするほどです。また、ICT教育環境の整備が進んだこともあってか、システムエンジニアやプログラマー人気も続いており、ゲーム開発に携わりたい、デジタルデバイス操作が好きだという子どもも増えています。

また、現役時代にエンジニアやプログラマーとして働かれていたシニア層は、既にeスポーツに取り組みされており、技術が趣味にとどめられている状況で、本当は地域資源になるのもったいないとeスポーツ界隈の方からも伺っています。

ここ数年の社会のDX化やリモート化の進行により、eスポーツはオンラインとの親和性が高く、子どもからお年寄り、国籍や国境を越え、傷がいの有無に関係なく全ての人が輝けるバリアフリースポーツ、新しい文化、垣根を超えるコミュニケーションツールとして注目されています。

そしてこのeスポーツ、昨今、町を挙げて地域課題の解決手段として取り入れる動きが活発化しています。例といたしまして、児童館が中高生世代の利用促進と子どもの居場所づくりの一環として、市内のeスポーツ人口と協同でeスポーツ大会を開催してみるですとか、IT関連企業の誘致を目指す自治体が、人材確保との相関性が高いということから、自治体や観光、地元企業とのつながりを意識してeスポーツ競技大会を主催するといった取組が始まっています。

また、認知症予防やひきこもりがちな単身高齢者の外出支援に有効なツールとして注目を集めていますので、高齢者向けのシルバーeスポーツの観点でいえば、民間と連携し、高齢者の介護予防や国際交流の一環としてeスポーツを取り入れることを検討するほか、協定書を締結したり、埼玉県所沢市では、eスポーツによる地域創生を促進する目的で、「所沢eスポーツサミット」を開催したという事例がありました。

普段ひきこもりがちだった方がeスポーツを通して人とのコミュニケーションを増やし、eスポーツを健康的に楽しむために体づくりに挑戦したりと、これまで単なる娯楽で不健康な趣味に見られがちだったeスポーツは、健康的なライフスタイルの確立を後押しし、社会的活動の一部になっています。

また、また年に一度、都道府県単位で開催されている高齢者の福祉イベント「ねんりんピック」の2024年開催予定の鳥取大会では、正式種目にもなり、また、2026年開催予定の第20回アジア競技大会にeスポーツが正式競技として決定をされています。これは、やはり経済効果や社会的意義が認められたということも大きいのではないかなというふうに思います。

世代を超えてつながることのできるeスポーツをまちづくりにリンクさせ、活用できないか。市場の規模拡大で今後、さらなる成長を遂げると予測されるeスポーツ産

業を盛り立てることは、産業支援につながり、経済効果が期待されるようになるとも考えられますので、これを見込み、eスポーツイベントや大会の開催を支援することで、地域を活気づけることが可能なのではないかとということで伺わせていただきます。

(1) 本市のeスポーツ推進の考え方についてであります。

ア、eスポーツに対する本市の基本的な考え方についてお伺いいたします。

イ、eスポーツは若者と高齢者等の世代間交流や高齢者の認知症予防等、健康増進と親和性の高い文化であります。取り組む考え方についてお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について、答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（江口幸全）

それでは、質問項目3、eスポーツ、シルバーeスポーツの普及について。

(1) 本市のeスポーツ推進への考え方について。

ア、eスポーツに対する本市の基本的な考え方について。

イ、eスポーツは、若者と高齢者等の世代間交流や高齢者の認知症予防など健康増進と親和性の高い分野だが、取り組む考え方についてのお尋ねであります。

アとイにつきましては、関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

2018年に設立された、一般社団法人日本eスポーツ連合によると、議員の御質問にもございましたとおり、eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称と定義されており、アジア競技大会においては、昨年、中国で開催された第19回大会から正式種目となっております。

eスポーツは、サッカーや野球、レーシングなどの「スポーツ」、相手の動きに合わせて素早く技を繰り出す「格闘」、複数のプレイヤーが連携しながら2つのチームに分かれて戦う「MOBA」、様々な能力値や特徴が設定されたカードを駆使する「トレーディングカード」、絵柄をそろえたり、ブロックを組んだりする「パズル」など、素早い判断や指先のコントロールが必要なもの、仲間とのコミュニケーションが必要なもの、思考力が必要なものなど、様々なジャンルに分かれております。

こうした特性に加え、eスポーツは通信環境が整っていれば手軽に実施できるなどの利点もあり、近年では認知症予防や高齢者の健康増進、身体活動が難しい方のリハビリなどに取り入れられたり、地域イベントの開催など、医療、福祉、地域活性化、教育などに活用する動きが全国的にも広がっていると認識しております。また、県内

においても、老人福祉センター内にeスポーツルームを設置したり、eスポーツ大会や体験イベント等を実施している自治体があるとお聞きしております。

eスポーツは、年齢や性別、国籍、障がい等の壁を超えて誰もが参加することができ、また、様々な分野で効果が期待できる点もあることから、今後のまちづくりを進めていく上での有効なツールとして着目していく必要があると考えているところです。

なお、一方で、特に児童生徒については、eスポーツへの過度の依存による筋力や視力の低下、睡眠時間の減少など、生活習慣への影響も懸念されておりますので、こうした点も考慮しながら導入等について検討を行う必要があると考えております。

以上であります。

○13番（諸岡英実）

御答弁ありがとうございます。今後のまちづくりを進めていく上で有効なツールとして着目していく必要性について、言及はしていただきました。eスポーツを通じた世代間交流については、児童生徒への健全なeスポーツ環境について考えなければならないということで、導入についてはこれを配慮しつつ、検討を行うべきという考えということが分かりました。

先ほども申し上げましたけれども、eスポーツを取り巻く環境というのは大きく変化しています。プロプレイヤーのインタビューなどを見ましても、当時は不登校だったり、人と関わることも苦手だったという方がプロプレイヤー担っていることも傾向としては多い、けれども、実際にはチームワークやコミュニケーション能力、判断能力が試される競技も多いということで、これを磨けるようになったといった話や、プロとして活動するようになって、体力づくりや筋力トレーニング、睡眠確保がメンタル安定やパフォーマンスの向上に重要であるということが発信されています。

こういったことはスポーツ科学のスタンダードになっており、野球の大谷翔平選手の報道も相まって、この考え方は定着しておりますので、ぜひとも経済効果を見込んで、関連企業の誘致や大会誘致といったまちづくりに一役買うとして、町を挙げてeスポーツ先進都市を目指して、モデルや計画を積み上げているという自治体もありますので、その計画の中には健全にeスポーツ人口を増やすという取組もありますので、今回のお考えを聞いて、有効なツールではあるよねという認識からいきますと、不健康の懸念があるから慎重にというのは、eスポーツに対する認識の不足なのかなというふうにも感じると思います。

再質問であります。このeスポーツの普及について、市として把握されている市内での取組がありましたら、その内容についてお伺いいたします。

○健康生きがい支え合い推進部次長（落合健一）

把握している市内での取組があればというお尋ねでございます。

市内での具体的な取組について全てを把握しているわけではございませんが、こまきこども未来館では、昨年度から小牧工科高校コンピューター制御部eスポーツ班、以下「小牧工科高校」と申し上げます、の協力を得て、eスポーツの体験会を開催しております。また、こまき新産業振興センターが小牧工科高校の活動を支援するため、地元企業のスポンサー募集を行ったと聞いております。さらには、市内にもeスポーツイベントの企画・運営を行う企業があり、市内公共施設やこまき市民まつりなどでeスポーツの大会や体験会を実施していると承知しております。

なお、本年度のこまき産業フェスタにおいても、小牧商工会議所が同企業及び小牧工科高校の協力を得て、eスポーツ体験会を開催したと聞いております。

以上でございます。

○13番（諸岡英実）

小牧工科高校eスポーツ班の取組などについてお話をいただきました。eスポーツ関連企業の取組が市内にも広がりつつあるんだなということも分かりました。

工科高校の報道は私も拝見をしておりましたけれども、一時、活動の維持・継続が困難になった時期があったと伺っています。そうなったときに、市内民間企業からスポンサー募集を行って、大会出場ですとか、活動の継続をすることができるようになったということでした。

既にeスポーツへの市民の認知度や関心というのは、行政の関心よりも随分進んでいるのが現状です。市としても、こういった市民初のeスポーツの取組に関心を持って協同し、参画していく必要があるのではないかなというふうに思っています。

先ほど、部長のほうから、地域の福祉センターにeスポーツの取組を入れている自治体があるといったお話もありましたけれども、小牧にもそういった福祉センターはございます。60歳以上が利用可能ということなんですけれども、利用層を考えますと、やはり60代よりも70代、80代の方が多いのかなというふうにも思いますし、そういった通ってくださる新たなコンテンツづくりというのも、交流や利用を増やすのにすごく良い取組ではないかなというふうに思っています。

かくいう私も、eスポーツの競技タイトルの1つである「フォートナイト」のエンジョイユーザーでございますが、多忙な毎日を過ごし、なかなか外出しづらいという子育て層の交流の場になっていたり、eスポーツではやはり子どものほうが本当に上達が早かったりと、子どもと大人の立場が逆転して子どもが先生になるといった自己実現につながっているなど、様々なメリットを感じているところです。

また、世代間交流が不足しがちな高齢者層が出かけずとも市内のユーザーとつなが

ってプレイをすることができる、世代を超えた友人ができるといったメリットから、これを町の資源として捉え、取り組んでいる事例があります。秋田県に拠点を置く、平均65歳以上の市民から成るシルバーeスポーツチームは、孫に一目置かれるクールな存在を目指して活動されており、デジタルに強いシルバーを増やすモデルケースとして、デジタルデバイドの解消やデジタルデビューに資する取組ともなっているようです。これが結果、全国的な町の認知度や活力の向上につながっている良い例となっています。こういったことを小牧でも、地域の人と人をつなぐ取組に変換できないかというふうに考えたのが、今回質問をしようと思ったきっかけでもあります。

最後に、今後、御答弁いただいたeスポーツの取組の必要性や検討を踏まえて、実際にこれからどのような取組を行っていくのか、まちづくりとリンクさせた先進事例の情報収集に取り組んでいくのか、それとも、高齢者の健康増進への取組としてeスポーツを位置づけていくのか、はたまた民間事業者と連携して、地域振興や地域活性化のための取組として進めていけそうなことはあるのか。

今回、答弁者が健康生きがい支え合い推進部でありましたけれども、これは子ども未来部にも、また、地域活性化営業部にも、また、eスポーツ全体をどのように市民生活とリンクさせて町の活力向上につなげていけるのかといった、自治体経営全体の視点でいえば市長公室など、各分野にわたってお取り組みいただける内容になるかと思えます。

今後の方向性について具体的なお考えをお示しいただけるよう、取組を進めていただければと思いますけれども、現状の全体のこのeスポーツの認識として、最後に市長にeスポーツに対するお考えを伺いたいというふうに思います。

○市長（山下史守朗）

ただいま、eスポーツ、シルバーeスポーツの普及についてということで、諸岡議員からいろいろとお話をいただきました。正直申し上げて、私もあまりこの分野は詳しく承知していないものですから、今お聞きいたしまして、なるほどなということを感じながら聞いていたところなんですけれども、デジタル技術が非常に進んできた、そしてまた、世界がネットワークでつながるようになってきて、こうした分野というのは非常に広がっているなというようなことは、私もいろんなところから聞いております。

そうした中で、今お話しいただきましたように、認知症予防などの健康増進ですとか、様々な良い効果も生むというようなことも承知しているところでもありますので、そうした点で、非常に今後の可能性というのは十分に考えられるというふうに思っております。

こういったことはどんどん進んでいくんだろうなということは思っておりますので、自治体としてもそうしたことの中でeスポーツとの関わりだとか、市民生活や様々な事業の中でどう活かしていけるのかということについては、その可能性についてまた調査研究をしていきたいというふうに思います。

ただ、現時点で自治体としてこうしたことについて何ができるのかということについては、まだ具体的に小牧市として何か、じゃあこれをこういう取組にということまで検討は至っておりませんので、多分スピード感が早くて、どんどんまた環境も変わってくるんだろうということも思いますので、そうしたことも含めて今後、小牧市としても調査研究をして、何らかの役に立つことについては取り組んでいきたいなというふうに思います。

○13番（諸岡英実）

まずはアンテナを張って、調査研究をしていただけるということを市長から御答弁いただきました。今回土台に上げましたことをきっかけと捉えて、町の新たな活力の創出のためにeスポーツの理解・普及促進に力を入れていただければなというふうに願ひまして、私の全ての一般質問を終わります。御清聴、ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、谷田貝将典議員。

○12番（谷田貝将典）

皆様、おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました質問項目1点を質問したいと思ひます。

質問項目1、2024年問題について。

皆さんは、2024年問題と聞いて、御存じでしょうか。2024年問題は、働き方改革関連法案により、物流業界をはじめ、観光バスなどのドライバーは2024年、本年4月以降、時間外労働時間の上限規制を960時間とし、様々な重大な問題が発生し、ドライバー不足や物流が止まるかともも言われております。

分かりやすく言ひますと、働ける時間が短くなることでドライバー不足に拍車がかかること、それにより物流が止まり、さらに運送料金が大幅増額になり、結果、消費者にも多くの運送料がかかってくるという負のスパイラルになってしまうというものであります。2024年問題は、何も物流業界や観光バス業界など、事業者のみに影響があるわけではなく、結果、市民に影響があることを申し上げておきます。

背景には、昔は、例えばトラックといえば「トラック野郎」などの映画の影響やデコトラとか装飾トラックなど大きなトラックに、運転したいというような若者が車に憧れ、ドライバーへの憧れもあった時代がありました。今では、車離れもあるかもし

れませんが、一番は平成19年に新免許制度への法改正がされ、それ以降、免許取得した人は、以前のように普通免許では中型8トン未満のトラックに乗られなくなったのは大きな要因の1つと言えます。要するに、平成生まれの方たちがトラックに乗るためには、中型以上の免許を別途取得する必要があり、トラックドライバーになるためにはハードルとなってきております。

また、通販の機会が現在は増えたと思えますけれども、一方で、配送側の労働環境が悪化している現状もありまして、今後、運送料が大幅に増加するのは必至であり、先般も大手ネット通販企業が送料無料の基準を2,000円から3,500円に引き上げることを発表しました。そもそも、「送料無料」という表現が消費者にはお得な感じを受けますが、物がタダで運ばれるわけではなく、勘違いを起し、さらには運送業への軽視につながっているのではないかと私も懸念しております。

また、トラック運送ドライバーが他業界と比べて賃金が1割ほど低く、労働時間が2割ほど多いと言われており、さらに物価高による現在燃料高騰や車両価格も大幅に上昇しており、事業所へ圧迫しております。燃料価格においては、1円上がるとトラック業界全体で約150億円負担が増えると言われており、現在の燃料高騰は死活問題になっております。

しかし、国は、一番ガソリン代を安くすることができるトリガー条項の凍結解除もせず、企業努力に丸投げしていた結果、中小企業事業者が99%を占める物流業界の多くは、厳しい経営状態に直面しているのが現状です。

2024年問題の解決策としては、物流の生産性を向上させ、ドライバーたちの働く時間を短くしながら、十分な賃金をどのように確保していくかがキーとなると言われております。例えば、長距離輸送を鉄道やフェリーに転換するモーダルシフトや自動運転実用などとも言われておりますが、逆に仕事は減ってしまうのではないかと懸念もされております。また、地元運送事業者の助けにはつながりにくく、大切なのは事業者負担を減らし、ドライバーの賃金を上げることが重要であります。喫緊の対策としては、やはり国や地方自治体が支援する必要が現在あると私は考えております。

令和5年度補正予算において、地方創生臨時交付金に重点支援地方交付金が5,000億円追加計上されました。その中で推奨事業メニューとして、新たに「物流」が明記されました。これらもフルに活用し、市内物流事業者を支援すべきだと私は思っております。

せめて中型・大型免許の取得代補助や軽油取引税の撤廃などを実行していただけたら嬉しいという声も聞いております。また、小包であれば、宅配ボックスや置き配を市からも推奨し啓発するとして、置き配ボックスを無料配布する自治体もあります。

これは再配達防止となり、CO₂削減にもつながり、事業者も助かります。

あと、例えば施策として、市内トラックやバスは小牧から市外、県外へと移動し、まさに小牧のPRカーと言ってもよいと考えます。事業所が市町の風景や名物をトラックの荷台にプリントし、郷土愛を育み、全国へ宣伝しているものも多く見かけます。高速道路を走っていると見かけて、大変インパクトがあると思います。来年、本市は70周年記念の年でもあるし、また、市の看板を背負うことで、トラックの運転手さんも、ごみのポイ捨てや迷惑になるような駐車などの防止にもつながると思います。

そこで、市内事業者へ小牧市のPRを荷台ないし車体へプリント——ラッピングなどをしてもらい、市内から全国へ郷土愛を深めてもらうとともに、事業所やドライバーの皆様にも誇りと安全意識を高めてもらうためにも良いと考えております。また、あの格好良い、可愛いトラックを運転したいというまた新しい若者たちも出てくるかもしれません。そんなプリントをしてくれた事業者に補助するなど、本市にもできることがたくさんあるはずですよ。

また、2024年問題を市内事業者と市長や担当課と懇談し、一緒に考える会を設けたり、広報でこの問題の特集するなど、市民への周知も大切と考えます。

○議長（舟橋秀和）

谷田貝議員、質問に入ってください。

○12番（谷田貝将典）

分かりました。この後、もう入ります。議長、失礼いたしました。

あと最後、3行だけ読ませてください。

小牧インターは、東名・名神の結節点であり、物流の町、小牧市として多くの物流事業者を支えられ発展し、今があります。24時間365日、コロナ禍でも日夜走り続けているトラックドライバーの方々や事業所には、感謝ばかりであります。物流が止まれば小牧の経済が止まり、この問題は日本経済も止まる危機的問題だと私は考え、本市としての支援策を問います。

（1）2024年問題対策について。

ア、2024年問題をどのように捉えているか、問います。

イ、中型・大型免許取得に対して、事業者への補助をしたらどうか、問います。

ウ、軽油引取税分を市が補助したらどうか、問います。

エ、重点支援地方交付金を、物流事業者の支援として本市は活用する考えはないか、問います。

オ、置き配ボックスを市民へ配達したらどうか、問います。

カ、トラックやバスの車体や荷台を活用して本市のPRをする事業者に対し、補助

をする考えはないか、問います。

キ、市内物流事業者との懇談会を毎年開催すべきと思うが、本市の考えについて問います。

ク、2024年問題について、広報などを使い市民への周知をしたらどうか、問います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

質問項目1、2024年問題について。

（1）2024年問題対策について。

ア、2024年問題をどのように捉えているかとお尋ねでございます。

平成30年（2018年）6月に改正されました「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「働き方改革関連法」に基づき、労働環境の改善のため、トラックドライバーなどの時間外労働に年960時間の上限規制が設けられるほか、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に9時間以上の休息時間を確保することが義務化され、令和6年（2024年）4月より適用されます。

この適用により、トラックドライバーなどの労働条件が改善されることで、労働時間の減少、休息時間の増加、荷待ち時間などの待機時間の減少などが想定され、トラックドライバーなどの労働環境の改善が見込まれております。

一方で、事業者が輸送力を維持するためにはドライバーの確保が必要となりますが、現状においてもドライバー不足の課題がある運輸業界では、時間外勤務が制限されることでドライバーの収入減少による離職など、ドライバー不足の深刻化が懸念されます。また、1日に運べる荷物の量が減少することにより、事業者の利益の減少や配送運賃の値上げなど、事業者の厳しい経営環境も懸念されておるところでございます。

さらに近年の円安、国際紛争等による燃料価格の上昇やトラック価格高騰による経営の圧迫、平成19年度に中型免許が、平成29年度に準中型免許がそれぞれ導入された運転免許制度の改正で、免許取得のハードルが上がったことによる若年世代の業界離れにより、人員の採用に係るコスト増もこの問題を深刻にしておるところでございます。

これらの課題に対しまして、運送事業者の2024年問題への対策としましては、労働環境の改善による人材確保、荷待ち時間や検品時間の削減のほか、運行管理、勤怠管理などの業務のデジタル化やビジネスモデルなどの変革につながるDXによる労働生産性の向上の取組などが求められておりますが、中小運送事業者ではこの経営改革は

進んでいないのが現状であります。このことから本市では、小牧市企業新展開支援プログラムに基づき、事業のデジタル化や人材確保の支援など、幅広い支援メニューも用意しているところでございます。

本市におきましては、令和3年の経済産業省による経済センサス活動調査によりますと、運輸事業者が約500社あり、全国有数の物流拠点都市となっていることから、他自治体と比較しましても、この2024年問題は大変重要な課題であると捉えているところでございます。

続きましてイとして、中型・大型免許取得に対して事業者へ補助をしたらどうかとのお尋ねでございます。

運転免許制度につきましては、平成19年以前までは普通・大型の2種類でありましたが、貨物自動車の大型化に対処し、運転者の技能や知識の不足による貨物自動車による事故を抑止するため道路交通法が改正され、平成19年6月2日以降は、受験資格として二十歳以上、運転経験2年以上を要する中型免許が導入されました。これにより、運転免許は普通・中型・大型の3種類となり、普通免許で運転できるトラックは、車両総重量8トン未満から5トン未満と定められました。

一方、輸送品質向上や荷役作業の省力化のための設備を装備した車両総重量5トンを超える小型トラックが多くなってまいりましたが、これらは年齢や運転経験を要件とする中型免許が必要となり、結果として高校新卒者などの若いドライバーが働く際の障がいとなってまいりました。

このため、高卒者等若年層の就業問題やドライバー不足を解消するため道路交通法が改正され、平成29年3月12日以降は、受験資格として18歳以上で運転経験年数が不要な準中型免許が導入されました。準中型免許では、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の小型トラックの運転が可能となり、運転免許は普通・準中型・中型・大型の4種類となりました。その後も、令和4年5月13日以降、大型免許及び中型免許の受験資格が緩和されるなど見直しが行われましたが、該当する運転免許を持たない若者が運送業への就職を避ける事例やドライバー不足については、引き続き懸念されております。

このような状況の中、令和5年9月に2024年問題を踏まえて、小牧市・春日井市・小牧商工会議所・春日井商工会議所の共催により、春日井ハローワーク主催のドライバーフェアを実施しました。このフェア、企業と人材をマッチングさせ内定に結びつける目的で開催し、21社が参加し延べ133件の就職相談があり、大変盛況でありました。改めて、この問題の関心の高さを実感したところでございます。参加企業によっては、準中型免許取得などに関して、取得に要する費用を企業が負担する制度を設け

て、就職をアピール企業もありました。

そこでお尋ねの、中型・大型免許取得につきまして事業者に対して補助をしてはどうかとのことですが、先に申し上げましたドライバーフェアなどの機会を捉え、今後も関係機関と連携を図りながら、運送事業者や就職希望者の御意見を伺い、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、ウとして、軽油引取税分を市が補助したらどうかのお尋ねでございます。

軽油引取税につきましては、課税主体が愛知県となる県税であり、バスやトラックなどの燃料である経由に係るもので、軽油の製造業者・輸入業者・販売業者で、総務大臣の指定を受けた元売り業者や知事の指定を受けた特約業者などが納める税金でございます。

また、愛知県では、燃料価格高騰の影響を受け、厳しい状況にある貨物自動車運送事業者に対する支援として、本年3月1日より、2023年度愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金の申請受付を開始したところでございます。

さらに、国による燃料油価格激変緩和補助金につきましても、令和6年4月末まで継続しているところでありますので、本市としましては、事業者の軽油引取税負担分に対する市独自の補助制度は予定しておりませんが、引き続きこれらの運送事業者への支援を注視してまいります。

以上でございます。

○市長公室長（笹原浩史）

次にエ、重点支援地方交付金を、物流事業者の支援として本市は活用する考えはないかのお尋ねであります。

重点支援地方交付金は、国から交付される交付金で、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち、地方自治体が負担する経費に充当されます。

本市では今年度、この交付金を子育て家庭への支援とて、市内全小中学校の3学期給食費の無償化及び私立保育園の給食費値上げ分に係る支援に充てたほか、市民の消費生活の下支えのため、プレミアム商品券発行助成事業の一部に活用したところであります。

令和6年度以降における重点支援地方交付金につきましては、現時点において国から何も示されておりませんが、引き続き交付金が交付されるのであれば、国が示す推奨事業メニューを基に高い効果が見込まれる事業に充当したいと考えております。

私からは以上であります。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

続きまして、オとして、置き配ボックスを市民へ配布したらどうかのお尋ねでございます。

置き配ボックス設置の支援制度につきましては、近隣では一宮市の事例がございます。この一宮市の制度の概要は、新型コロナウイルス感染症の予防及び蔓延の防止のため、宅配便受取り時の接触機会の低減と再配達抑制による環境負荷の低減を目的として、住宅の宅配ボックスの購入・設置に係る費用を補助しておるということでございます。

補助率は、対象経費の2分の1で上限6万円となっており、令和5年度は当初予算1,500万円に対して約270件の申請があり、その多くは限度額6万円に達しているとなっております。

現在、近隣市町でこの支援制度を取り入れているのは一宮市で、過去には岩倉市が令和2年度に実施した事例を把握しておりますが、一宮市におきましても、令和6年度は補助を行わないものとお聞きしているところでございます。

このことから、置き配ボックス設置の支援制度につきましては、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、カとして、トラックやバスの車体や荷台を活用して本市のPRをする事業者に対して補助をする考えはないかのお尋ねでございます。

市内事業者における数多くのトラックやバスが、高速道路を走行するなどして本市のPRをしていただけることは、効果があるものと考えております。

しかしながら、トラックやバスの車体や荷台にプリントを施して本市のPRをする場合、プリントのサイズにもよりますが、1台当たり数十万円単位の費用が見込まれます。

本市のように全国有数の物流拠点都市では、補助対象となるトラック等が相当数ある現状を踏まえますと、慎重にならざるを得ないことから、補助制度創設の予定はございません。

続きまして、キとして、市内物流事業者との懇談会を毎年開催すべきと思うが、本市の考えについてのお尋ねでございます。

平成28年7月に施行されました、小牧市中小企業振興基本条例では、市の取り組むべき責務として、中小企業振興施策の策定・実施や中小企業の実態の把握などが掲げられております。このことから、中小企業の実態を把握するため、関係者にお集まりいただき、車座会議を年1回程度、過去8回実施してまいりました。小牧市企業新展開支援プログラムの改定に当たりましても、車座会議を開催して御意見を伺ったとこ

ろでございます。

議員御提案の、市内物流事業者との懇談会につきましては、2024年問題という社会問題に直面していることでもありますので、これらをテーマとした車座会議の開催など、関係者から御意見を伺う場を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、クとして、2024年問題について広報等を使い、市民へ周知したらどうかのお尋ねでございます。

市民への周知に関しましては、2024年問題が本市にとっても重要な課題であり、ドライバーの負担や燃料費軽減につながる再配達の削減について、市民生活の中でできる配達時間帯の指定、各事業者のアプリの活用、コンビニ受取り、宅配ロッカーの活用など、様々な取組があることなどの周知は重要であると考えているところでございます。

このことから、広報こまきやSNSなどを利用した周知について、検討してまいりたいと考えております。

○12番（谷田貝将典）

たくさん御答弁いただきまして、ありがとうございました。民間のことではありますけど、本当に市に、また市民に直結するような内容ですので、重要なことですので引き続き再質問させていただきます。

軽油引取税は愛知県で年間600億円もありまして、大変大きな事業者の負担となっております。今後もまたぜひ検討していただきたいと思っております。

そんな中、今回私が質問した内容は、以前、愛知県トラック協会尾東支部より、佐藤 悟市議を通して、トラック運送事業者からの経営支援についてお願いという陳情が出されました。今回私が質問した内容が全部盛り込んでありますので、市も把握していると思っておりますけれども、私も同じ団体や運輸労連からも要望や相談がありまして、今回の質問に至ります。

これは、やはり地元事業者からの切実なる声だと思っていただきたいと思っております。この陳情書の内容も含めて、地元事業者からの切実な声をどう捉え、お考えか教えていただきたいと思っております。お願いいたします。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

地元事業者からの切実な声を、市はどのように捉えているかのお尋ねでございます。

令和6年1月23日付で、愛知県トラック協会尾東支部小牧部会から本市へ要望が出ており、内容につきましては、議員からお話がありまして、運送事業者の2024年問題に対する支援の要望でございます。この問題に対しましては、先ほど御答弁

申しあげましたとおり、運送業界にとって大変厳しい状況であることを理解するとともに、本市にとっても重要な課題であると捉えているところでございます。

本市におきましては、現状では国や県のように燃料高騰分を補助するといった直接的な支援は行っておりませんが、小牧市企業新展開支援プログラムに基づき、様々な補助制度を展開しているところでございます。例えば、運送業であれば、事業のデジタル化により積み荷作業など効率化が図られることでドライバーの負担軽減につながるものや、人材確保などの事業者支援に関する補助制度を実施しているところでございます。

こういった状況につきましては、去る2月19日に、愛知県トラック協会尾東支部小牧部会部会長と市職員が直接お会いして報告させていただく中で、今後も地元運送事業者の切実な声をお聞きし、引き続き情報を共有していく確認をさせていただいたところでございます。

以上であります。

○12番（谷田貝将典）

ありがとうございます。この支部長さんのところまで市職員さんがわざわざ足を運んで話を聞いていただいたということは、非常に感謝ですし、こういうことが重要じゃないかなと、なかなか市で珍しいのかなと思います。もしかして知らないうちに職員さんが頑張ってこういうことをいろんな業界にやってくださっているかもしれませんが、やはり現場の声を聞きに行くということ自らやっていたことを感謝申し上げます。ぜひ引き続き、このように現場からも声を吸い上げていただきたいと思います。

そして、全国では様々支援をしている市町がございまして、御紹介し、質問したいと思います。

「物流日本」という専門誌があり、掲載されておりましたが、新潟県長岡市は、長岡市運送事業者応援給付金と名付けまして、市内本社、支社、営業所がある事業者が対象で、支援額上限50万円で車両1台当たり2万5,000円の給付金希望者を募集しました。また、宮城県女川町が燃料価格高騰で逼迫してます運送事業者に対して、燃料価格高騰対策運送事業者支援金というものを現在まで2回交付して、支援金の額はトラック運送事業、貸切バス事業、タクシー事業、自動車運転代行業は、1台当たり10万円など手厚い支援を行っておると聞いております。

他市町でも様々このように支援しておりますが、物流の町小牧としても、本市も実施すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

他自治体の支援を、物流の町の本市でも実施すべきではないかとお尋ねでございます。

先ほど答弁しましたとおりでございます。愛知県では、今月より燃料価格高騰の影響を受け厳しい状況にある貨物自動車運送事業者に対する支援として、2023年度愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金の申請受付を開始したところでございます。また、国による燃料油価格減変緩和補助金につきましても、令和6年4月末まで継続しているところでございます。

地方創生臨時交付金につきましても、先ほど市長公室長が答弁しましたとおり、令和6年度以降につきましても、国から何も示されていない状況であります。市独自の補助につきましても予定をしておりますが、ただいま議員より御紹介いただきました事例など、引き続き他自治体での取組も注視してまいります。

以上であります。

○12番（谷田貝将典）

ありがとうございます。確かに一民間事業所、民間へのことでありますが、行政は災害時・非常時には民間に助けを求めて、官民一体となって乗り越えることをよく見ております。逆に民間が窮地に立った場合は、民間だからと言って、やはりなかなか手を差し伸べるのが難しいではなく、2024年問題がもう今年始まっているさなかですので、物流業界、運輸事業者が窮地になるのはもう目に見えておりますので、ぜひ早急に対策を考えていただきたいと思っております。

物流の町小牧として、やはり2024年問題は、本市に直結する人ごとではない重要な問題だと私は思っております。やはり市長として支援策を打ち出す必要があると私は思っておりますし、やはり先ほど懇談会のほうは、結構前向きにやっていただけそうな感じを捉えましたので、市長が先頭になって物流業界との懇談会を年に1回、最低1回は毎年行っていただいで、私が今回質問した以上の細かい問題なども現場の皆さんから声が聴けると思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思っております。こちらは強く要望させていただきまして、私の質問を全て終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、大上利幸議員。

○5番（大上利幸）

それでは、質問に入ります。

質問項目1、災害時のトイレについて。

避難所等においてトイレが不衛生であるため、排泄を我慢し、水分や食品接種を控

え、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康被害や災害関連死を引き起こすおそれが生じております。実際にも起きております。

さらに、被災地の避難所によっては和式便器のトイレが多く、緊急に増設される仮設トイレも和式便器が多いことにより、子どもや足腰の弱い高齢者、車椅子使用の身体障がい者にとっては、トイレの使用が極端に困難となっております。

避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い意識を持って取り組んでいく必要があると考えます。

(1) 再規模災害時のトイレについて。

避難所等においてトイレが不衛生であるため、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらしているが、市内避難所のトイレの衛生上の対策を伺います。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について、答弁を求めます。

○市民生活部長（入江慎介）

それでは、質問項目1、災害時のトイレについて。

(1) 大規模災害時のトイレについて。

市内避難所のトイレの衛生上の対策についてであります。

先の星熊議員の一般質問で御答弁したとおり、本市では各避難所に災害弱者兼用トイレを2基、簡易トイレを10基、それぞれ備蓄しておりますが、全てが洋式便座となっております。

議員御指摘のとおり、被災地におけるトイレの使用などにつきましては、様々な問題が提起されています。多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、不快な思いをする被災者を増やすこととなり、また、個人の尊厳が傷つけられることにもつながりかねないことから、強い問題意識を持って捉えるべきであると認識しております。

現在、本市では、避難所開設運営マニュアルを作成し、その中で、避難所において安全で衛生的に共同生活を送るための避難所ルールとして、避難所利用者自身が交代でトイレ清掃を実施すること、使用前後には便座を拭くこと、水による手洗いの励行とともに、水がない場合にはウェットティッシュや消毒用アルコールを使用して手洗いを実施するなど、衛生的な環境を維持することを定めております。

また、災害時には保健センター職員などが保健班となって各避難所を巡回し、トイレも含めた衛生に関する指導を行うこととなっております。

いずれにいたしましても、良好なトイレ環境は避難所生活の中で特に重要なものであると認識しており、トイレに行く回数を減らすために水分を取らないことで災害関連死となった事例もありますので、避難所のトイレを利用される方に、その使用方法

を写真などで分かりやすく掲示したり、各地域協議会の防災部会で具体的な衛生対策を説明したりするなどし、誰もが安心してトイレを使用できる環境整備に努めてまいります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

まず最初に、課題について共通認識をしたいので確認させていただきますが、小牧市の現状の災害時のトイレの対応で、大震災が起きた場合、過去の被災地の悲惨なトイレと同じ状況が今では起きるんじゃないかなと私は懸念しておりますが、どのように捉えられているかをお聞きします。

○市民生活部長（入江慎介）

被災地のトイレ問題に対しての市の考えについてであります。

大規模災害時におけるトイレ問題は、大変深刻であると認識しております。また、今回の震災では、発災直後からトイレに関する様々な情報が報道において大きく取り上げられ、市民の皆さんの大きな関心ごととなっております。震災から2カ月以上が経過した現在においても、仮設トイレを使用しながら避難生活を強いられている方もお見えになり、また、下水道の復旧が遅れている地域もあるところであります。

今後、国や県は今回の地震における課題を検証し、今後の対策に活かしていくこととなりますので、その検証結果も踏まえ、本市においても大規模災害に備えたいと考えております。

加えて、今後も引き続き災害時における各家庭での食料や水、簡易トイレなどの生活用品の備蓄について周知・啓発をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

これまでの被災地の本当に悲惨なトイレなんですが、どこの自治体も防災訓練はしっかりやられているんです。でも、同じことが毎回起きているんです。既存のトイレであつたら便があふれて使えなくなると、そういったことが一番起きていますので、小牧市もしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

そして、一番の課題は、この被災地のトイレの悲惨な状況を市民の方が御存じでないんですね。これは、メディアでも全く放映されないんです。唯一、先週の火曜日、CBCの「チャント！」という番組で取り上げてくれていましたが、それ以外は放映されないんです。被災地の被害状況であつたり、食料の支援であつたり、給水車であつたり、また、1週間ぐらいたったときの入浴支援、そういったことはテレビで放映されるんですが、市民の方がこの現状を知らないから、市民間でも防災について、こ

のトイレについて話題にならないということが今ありますので、やっぱりこれは市民にしっかりと、大震災が起きたときに避難所のトイレがどうなるかということを知周知する必要があるというふうに思いますが、その周知はどのようにされるかをお聞かせください。

○市民生活部長（入江慎介）

災害時のトイレ問題について、市民の皆さんへどのように周知するかについてであります。

現在、防災訓練におきまして、参加者にトイレの組立てや利用方法などを周知するほか、市のホームページ谷災害時のトイレについてということでそれを掲載するなどして、トイレについての市民の方々への周知・啓発を行っているところであります。

今後は、広報こまき（5月1日号）で防災に関する特集を組むことを予定しておりますので、その際にもトイレ問題について掲載して、積極的に周知・啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

市ホームページでも、災害時のトイレについてということで掲載されています。アクセス数を確認すると、12月が17件、1月の震災があったときは70件、2月で35件と、これは1人が1回見ていただいたと仮定しても120件ぐらいのアクセス数で、まだまだ周知ができていないなというふうに思っています。今後、広報こまきをやっていただくんですが、やっぱり市民が一番御覧になるLINEであったり、動画配信のYouTubeであったり、ケーブルテレビ等を使ってぜひ周知をしていただきたいなというふうに思います。

防災訓練においては、被災地の建物が倒壊した写真であったり、道路が寸断されたところの写真であったり、そういったものは掲示されているんですが、簡易トイレ、障がい弱者のトイレのところに、現状の悲惨な状況のトイレの画像等を掲示されて、やっぱりそこで、トイレがこんな状態になるんだよ、しっかり対応しなきゃいけないんだよということも、画像も表示されて対応していただきたいなというふうに思います。

続いては、避難所のトイレの初動体制、この辺を確認させていただきます。どんな対応をされるのかを教えてください。

○市民生活部長（入江慎介）

避難所のトイレに関する初動体制についてであります。

発災直後における避難所のトイレの確保は極めて重要であり、避難者のためにもい

ち早くトイレの整備をすることが必要であると考えております。そのため、本市では、令和4年度から全ての小学校区の防災訓練において、避難所開設当初からのトイレの必要性について呼びかけを行っております。避難者自らが仮設トイレの組立てができるよう、指導のほうも行っているところであります。

今後も引き続き、住民が主体となって避難所の開設や運営がスムーズに実施できるよう、指導・啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

過去の被災地の一番重要な課題は、避難所にいらしたときは、もう受付、避難スペースを案内する前にトイレに行きたいということで、問題が起きているんですね。トイレは我慢できないので、既存のトイレがあればそこで用を足されると。そして、実際それが流れないというところで、でも皆さん我慢できないから、どんどんどんどん悲惨な状況になっているというのが現状でございます。やっぱりこれは、受付よりも何よりも先に、トイレをしっかり対応していただくということが重要なのではないのでしょうか。

内閣府防災担当「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」というものが出されてます。その中には、水道が使える、水が確保される場合でも、発災直後は下水処理場等の被害状況が確認できるまで、水洗トイレの使用を禁止するということです。ただ、避難所に行かれたりトイレを使われる方は、やっぱり水が出る出ないで、水がないで判断されているんですが、下水処理場と下水管、そういった損壊をしっかり確認してからでないと思えないということです。避難所においても、まずは便収納袋を使ってトイレを流さないということが重要だというふうに思います。

続いて、避難所で既存トイレが使える場合の対応をちょっと確認させていただきたいんですが、当初は便収納袋で流さないという対応が必要なんですが、これは誰がどのように実施されるか、どういう計画でいらっしゃるのかを確認します。

○市民生活部長（入江慎介）

避難所における便収納袋の使用だとか、また使用方法についてであります。

便収納袋は、指定避難所に備蓄しております。災害時には既設のトイレの便座を利用して使用するほか、使用できない場合には、簡易トイレを組み立てて使用することになります。なお、既設トイレの使用箇所だとか、簡易トイレの設置場所につきましては、避難状況に応じまして各避難所の運営本部で決めていただくこととなります。

使用方法につきましては先ほど言いましたが、收容されている箱にも入っておりますけれども、今後は防災訓練などの機会を利用して広く周知・啓発をしていきたいと

考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

まず、水洗トイレが流れず既存トイレが使えるという場合は、やっぱり実際の便器に便収納袋をかぶせていただくということと、市民の方はその便収納袋の使い方を御存じでないんですね。ということは、今までの被災地も同じなんですけど、使い方が分からないので見よう見真似で使われたそのまま、便収納袋をその場に置かれたり、そういった状況が出て、結局トイレが使えなくなっているという状況があります。一番に誰が設置するのか、そして、誰がその説明をしていくのか、その辺もしっかり決めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、被災地で問題が起きているのが、男性トイレの小便器なんですけど、これは流さないということで「使用禁止」というものを貼られるんですけど、しっかりカバーしないと、男性の方はそのまま小便をされるんですね。そうすると、もうあふれかえって床がべちゃべちゃになるということの状況も起きていますので、その辺もしっかり計画を立てていただきたいなというふうに思います。

続いて、既存トイレが破損していると、壊れているという段階では、簡易トイレ、段ボールトイレであったり、障がい者の方も使えるような「ドント・コイ」というものを設置されると思いますが、これはどのように設置されるか、設置場所であったり、暑さ・寒さ対策、照明であったり、一番はプライバシーになるとと思いますが、その辺はどのように考えていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（入江慎介）

既存トイレが使用できない場合の簡易トイレなどの設置場所についてということでもあります。暑さ・寒さ対策、照明、プライバシーということでもあります。

簡易トイレの設置場所につきましては、臭いやプライバシー、防犯など多くの問題を考慮して決定する必要があると考えております。例えばトイレの臭いに関しましては、体育館などの生活スペースから離れた屋外で、風下となる場所に設置することが望ましいと言われている反面、降雨や夜間では生活スペースから離れた場所では困るといった意見もあるところであります。

また、プライバシーに関しては、男女のトイレを分けてほしいといった意見や、男女のトイレを並べると隣のトイレの音が気になるといった意見がございます。

照明に関しては、夜間の利用や防犯対策としても、屋外に設けられた照明器具近くに設置することが望ましいことや、防災備蓄倉庫に配備している懐中電灯や仮設トイレの付属しているランタンなどを使用する工夫が必要であると考えております。

また、暑さ・寒さ対策でありますけれども、簡易トイレなどを設置する場所に冷暖房などの対策を講じることは考えておりませんが、夏には日陰でトイレ内が暑くなり過ぎない、冬には冷たい風が入らないような場所を選んで設置する必要があると考えております。そのため、市といたしましては、避難所運営を検討していただいております地域の方々に、簡易トイレなどの設置場所や使用方法に関する留意事項を説明する中で、メリットだとかデメリットを考えながら決めていただくよう呼びかけているところであります。

以上になります。

○5番（大上利幸）

簡易トイレの対応をお聞きしましたが、被災地で一番問題になっているのが、やっぱりプライバシーの対応であったり、もう一つは照明ですね。今の段ボールトイレ、防災訓練等でもお聞きするんですが、ある程度の場所は決められているんですが、どうやってプライバシーを守るんだという、詳細まではまだ決まっていないという状況をお聞きしますので、その点をしっかりやっていただきたいということと、照明に関しても、今はランタンを持ってそれをかけて使うというような対応を聞いておりますけど、ライトがついているところで停電もしておりますので真っ暗な状態で、被災者の方からは、本当に暗くて怖くて使えないという声が出ておりますので、その辺も動線も含めてちょっと電気を、照明をどうするかというものも考えていっていただきたいというふうに思います。

そのほかの問題としては、女性トイレの比率の問題が起きております。避難所国際基準「スフィア基準」というものでは、男性と女性、1対3が必要だというふうに言われておりますので、その辺も簡易トイレを使われる場合は実際に何基設置するんだと、今の対応では、避難者がいらしてからその男女比を見て対応するというのを言われているんですが、やっぱりいらしたときにはもうトイレに行きたいという状況ですので、その辺もしっかり計画を立てていただきたいというふうに思います。

和式トイレの問題ですが、小牧市では洋式をしっかり用意していただけているということなんですが、他の自治体から来る仮設トイレに関しては和式が多いということが現状の避難所では課題になっておりますので、その和式を洋式に急遽変えるというときも非常に苦労されていると、段ボールトイレを切って設置したりと、それが移動してまた使えなくなったりという問題もありますので、その辺もどうするかをしっかりと計画していただきたいというふうに思います。

避難所においては、小牧市において約2万7,000人の方が避難できるという状況ですが、やはりそれでは足りませんので、小牧市は在宅避難を皆さんに求めています。

市民が在宅で取るべき初動対応は、下水管であったり、下水処理場が確認できるまでは、やっぱり既存トイレ、便収納袋を設置して使っていただくということが必要なんではないかということで、この点もしっかり周知していただきたいなど、知っている方が少ないので周知をしていただきたいなというふうに思います。

そしてそのときに、一番重要な便収納袋の市民の方の備蓄、私が聞く限りは誰も備蓄されていないんです。これは本当に問題だと思っていて、じゃあ水が出るからもう流してしまう、下水管が詰まって逆流するという問題が出ますので、便収納袋の備蓄の周知が必要だと思いますが、これをどうされるかをお聞きします。

○市民生活部長（入江慎介）

避難所の収容人数にも限界があると、在宅避難をするためにも、便収納袋の備蓄について周知する必要があるということについてであります。

在宅避難をする上で、食事だとかトイレの確保は必要不可欠であると考えております。現在、本市では、防災訓練や防災ガイドブックなどで在宅避難の推奨に併せて、災害時に生活するために必要となる食料、水、生活用品として簡易トイレの備蓄も呼びかけているところであります。

今後は、在宅避難で必要となる便収納袋につきましても、最低3日分、できれば1週間分以上の備蓄をしていただくよう、市民の皆様方に周知・啓発をしてみたいと考えております。また、取扱い方法やその備蓄枚数などにつきましては、現在、市が実施する出前講座において説明しているところでありますが、防災力の強化だとか、意識の向上に向けて、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

周知を図っていただきたいというふうに思います。

ただ、備蓄されている方が本当に少ないというのが現状でございます。そして、1日5回として1週間必要だとすると、1人35枚必要になります。うちもそうですが、大家族には結構な負担になると思いますが、便収納袋の備蓄を推進するということと、費用負担が大きいので補助金を出されて促進していけばいいのではないかなと思いますが、その辺のお考えをお伺いします。

○市民生活部長（入江慎介）

便収納袋の購入に対して市が補助をする考えがあるかということについてであります。

便収納袋の購入補助につきましては、現在、世帯ごとへの補助は実施しておりませんが、小牧市自主防災会活動支援補助金制度を活用して、便収納袋を備蓄品として購

入していただいている地区があるところでもあります。そのほかにも地域協議会に対する地域助け合い交付金制度におきましても、地域の防災用品を購入することが可能でありますので、このような制度を活用した共助の取組を今後も支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

ありがとうございます。

もう一つ、便収納袋で、これも課題なんですけど、市民の方で実際に使われた方がほとんどいらっしゃらないんですね。被災地でも使ったことがないのを初めて使われるので使い方が、簡単なことなんですけど、うまくできなかつたり汚したりという状況が出ていますので、この便収納袋を皆さんに使っていただく、体験していただくという取組が必要だと思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。

○市民生活部長（入江慎介）

市民の皆さんに便収納袋の体験を実施する考えがあるかについてであります。

現在、小牧防災リーダー会が実施しております出前講座などで、水などを使用して参加者に体験していただいておりますが、先ほど申し上げましたように、災害時のトイレ問題につきましては大変重要であると認識しておりますので、今後は総合防災訓練や地区単位での防災訓練などにおいても広く体験していただけるよう、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

私も使ったことがないので、この質問をするために実際に自宅で使ってみたんですが、やっぱり便座にかけるだけでもちょっとコツが要るなというのを感じていまして、今まで水洗トイレ、ウォシュレットに慣れていますので、実際それもなく臭いも直接上がってくるというものは、やはり体験していただくことが必要なんではないかなというふうに思います。

そのほか、被災地での課題としては、外国人の方の対応です。避難所においては、外国語等の掲示物等をしっかり作っていただいているんですが、多くの方が在宅で避難されていると思います。その方に先ほどの便収納袋であったり、水洗トイレを流さないようにということを周知するのは大変だと思いますが、この辺もしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、自主防災会という組織がございます。その中の組織を確認すると、本部があつて、消化水防班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、避難所運営班と

ということで、その内容を通常時の対応と緊急時の対応を確認すると、トイレのことが全く書いてないんですね。やっぱりこれは避難所運営班でやられると思うんですが、しっかり明記していただく、ないし、できれば私はトイレ班というものをしっかりつくっていただきたい、最低でもトイレ担当ということで、すぐに来られる方を何人か指名しといていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、被災地の災害時のトイレについて、非常に重要だと思います。市長のお考えをお聞きしたいということと、市長自身は便収納袋を備蓄されているのかということと、使用されたことがあるのかということもお聞きしたいと思います。

○市長（山下史守朗）

ただいま大上議員から御質問いただきました、この災害時のトイレについては大変重要な問題であると思っております。被災地のこれまでの状況をお聞きしますと、今議員からも御指摘をいただきましたが、やはりトイレ問題というのは非常に重要な問題だと、水や食料や避難所といろいろとありますけれども、やはりトイレの問題というのは非常に切実だということは私も感じております。

今、御紹介もありましたけれども、便収納袋の取扱いについては、なかなか訓練でも十分じゃないんじゃないかという御指摘については、確かにそういう面があるんじゃないかというふうに感じます。

私自身、家のほうに備蓄があるのかということではありますが、実際私の家にはその備蓄はありませんけれども、ビニール袋という意味では代用できるものはあるだろうというふうには思いますが、各家庭でというお話もありましたけれども、災害時の備蓄の呼びかけ、あるいは家具の固定の呼びかけ、様々な呼びかけをしている中で、この便収納袋についても全ての御家庭で備蓄をとというのは、現実的にはなかなか呼びかけもして行き渡らないんじゃないかなというようなことを思います。

備蓄について、市としてトイレの備蓄というものをこれまでもしてきているわけですが、いざというときにしっかりとトイレを確保できるようにということ、マンホールトイレやいろんなことも含めてこれまでも検討してきておりますので、これはしっかりといざというときに確保ができるようにしてまいりたいと思います。

やはり訓練は非常に重要でありまして、避難所の運営も、毎回申し上げているんですけれども、これは市の職員ですとか消防で避難所の運営をするわけじゃなくて、大規模災害時は、かなり広範囲に多くの避難者がということになりますと、当然行政の職員だけでは対応できません。基本的には避難所の運営はその避難された方々の自主運営ということになっておりますので、いざというときにそうした自主運営ができるように、日頃からの市民参加の訓練を通じてそうした備えを、市民の皆さん方御自身

で心構えもしていただくことが重要だと思っておりますから、いざというときにトイレについてもそうした対応ができるように、今の訓練では不十分じゃないかという御指摘を踏まえまして、そのトイレの実際の使い方など、もう少し具体的に想定ができるように、そうした訓練ができるように考えていく必要があるんじゃないかと私も感じました。その点、またこの防災訓練、今後の計画に反映していければということで努力していきたいというふうに思います。

○5番（大上利幸）

ありがとうございます。市長も課題だと思っていただいているということで、災害はいつ来るか分かりませんので、スピード感をもってぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で、質問項目1を終わらせていただきます。

○議長（舟橋秀和）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(午前11時57分 休 憩)

(午後1時00分 再 開)

○議長（舟橋秀和）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

○5番（大上利幸）

質問項目2、「市民の声」について。

「市民の声」の回収実績として、令和3年度653件うちコロナ関連217件、令和4年度509件うちコロナ関連35件、令和5年度、これは令和6年2月20日時点でございますが、430件でした。多い年でも1日に1.8件、少ない年で約1.3件であり、とても少ないと感じております。多くの「市民の声」を集めることにより、行政が気づかない様々な声が届き、その声を市政に反映することにより、市民サービスの向上につながると考えます。

(1) 「市民の声」の対応について。

小牧市の「市民の声」に対する考え方をお伺いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について、答弁を求めます。

○市長公室長（笹原浩史）

質問項目2、「市民の声」について。

(1) 「市民の声」の対応について。

小牧市の「市民の声」に対する考え方のお尋ねでございます。

「市民の声」制度は、市政に関する意見や提案を手紙やファクス、ホームページの専用フォームから、誰でも気軽に簡単に市に対して提出することができる制度で、寄せられた「市民の声」は市の担当部署に伝えられるとともに、市長が直接目を通し、さらに回答を希望される方には担当部署から個々に回答を行っておるところでございます。

本市では、この「市民の声」制度をはじめ、タウンミーティングの開催やパブリックコメントによる意見募集を行っているほか、各種市民アンケートを実施するなど、幅広い広聴活動の取組を展開しております。

市といたしましては、この「市民の声」は、多様化する市民ニーズを把握するための重要な取組と考えており、若い世代を含め、できる限り多くの市民の皆様が市や市政に対して興味や関心を持っていただけるよう、今後も「市民の声」を含め、各種広聴機能を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

まず、共通認識をさせていただきたいと思うんですが、現状の回収枚数ですが、私は少ないと、これは課題だというふうに思っていますが、その少ない回収枚数を今後は多く集めるという考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○市長公室長（笹原浩史）

現状の「市民の声」の回収件数が少ないと思うかどうかのお尋ねかと思えます。

「市民の声」の制度で寄せられる御意見・御提案等の数につきましては、近年、年間で、先ほど議員がおっしゃったとおり500～600件程度ということで、各課の直接寄せられている意見はこれには含まれておりません。

この数の多寡につきましては、様々な捉え方があると思いますが、市としては件数にとらわれるのではなく、できる限り多様な御意見をいただきたいと考えておるところでございます。

そのため、広聴活動として、「市民の声」制度だけではなく、先ほど答弁をさせていただいたように、タウンミーティングの開催やパブリックコメントなどによる意見募集などを実施しており、さらに行政計画などを策定する際などには、ワークショップや市民アンケートを実施し、いただいた御意見を市政に反映しているところでございます。

今後も、「市民の声」制度をはじめとした広聴活動を積極的に展開し、市政に多くの市民の多様な意見を反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

ありがとうございます。多様な方法で「市民の声」を集めていくということでしたが、実際に「市民の声」を実施されているんですが、市民の方にお聞きすると、「市民の声」が今24カ所に設置されているんですが、そのことを知らないという方が多いんですね。これはもっと周知する必要があるのではないかなというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○市長公室長（笹原浩史）

「市民の声」をもっと周知する必要があるということですが、「市民の声」制度につきましては、市内24カ所の主要な公共施設のカウンターなどにスタンドサインを置くなどして目立つように設置しており、また、市ホームページのトップページでも「市への御意見・お問合せ」のボタンを分かりやすく表示し、周知しているところであります。

なお、「市民の声」の周知に関しての御意見につきましては、これまでに寄せられたことはありませんが、現状に満足しているわけではありませんので、他市の周知方法等を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

ありがとうございます。この設置場所については、私はもう約2年ぐらい前からこの意見を言わせていただいて、議員活動をやらせていただいているんですが、当初は実際に見に行くと、「市民の声」がしっかり設置されていなくて、市から送られてきたので場所がないのでということで、市民の目には触れられないところに置かれていたという状況でした。私がチェックさせていただいて、その後、職員の方がしっかり対応していただいて、ある程度目立つところに置いていただいていると思いますけれども、本庁舎をちょっと確認しても、エスカレーターの横のところではなかなか市民の方の目に届いていないんです。あれは私が思うには、やっぱり自動ドアを開けて、2カ所ありますが、正面に置いたり、もっと目立つポップを設置していただいたりという、そういう対応が今後も必要なんではないかなというふうに思います。

一つ残念なのは、東庁舎には設置されていないということが、東庁舎にも市民の方はいらっしゃるので、そういうところも今後は考えていただきたいなというふうに思います。

「市民の声」をもっと知っていただくために、私は各窓口に設置されたらどうかというふうに思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○市長公室長（笹原浩史）

各窓口の利用者へ「市民の声」を案内してはどうかとお尋ねかと思えます。

来庁され、窓口で御意見等を伝えられる方につきましては、職員がそのまま窓口で御意見等を伺い、改善できるものは改善しております。また、「市民の声」制度の利用の希望をされる方につきましては、「市民の声」制度が利用できる場所等を御案内しているところでございます。

また、職員等に直接御意見を伝えたり、お尋ねできない方もお見えになると思われることから、そのような方も意見が出しやすいように窓口に二次元コードを掲示し、それを利用していただくことで気軽に「市民の声」にアクセスできるよう、環境を整備する予定にしております。

各窓口を利用される全ての方に「市民の声」制度を案内する考えは、現在のところはございません。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

QRコードを設置される計画をされているということだと思いますが、やっぱり表示されても気づかれない市民の方も多いので、職員の方が御案内する、そういった対応をぜひお願いしたいなと思います。

そして、「市民の声」を最も上げやすいのは、私はLINEだというふうに思いますが、LINEで「市民の声」を集める等の考えはないかをお聞かせください。

○市長公室長（笹原浩史）

LINEで「市民の声」を受け付ける取組を進める考えはないかとお尋ねであります。

LINE利用者の個人情報が日本国外から閲覧可能な状態にあったなどとする報道が令和3年3月にありまして、これを受け同年4月、内閣官房、個人情報保護委員会、金融庁、総務省の連盟により、「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の考え方（ガイドライン）」が公表されております。

これによりますと、情報発信や問合せの自動応答など、個人情報を取り扱わない場合はLINEの利用が許容される旨が示されておりますが、一方で、個人情報を取り扱う場合には、LINE社以外に業務委託し、セキュリティーの確保をした上で、LINE社には情報が保存されないシステム構成にすることが必要であるとされていま

す。

「市民の声」につきましては、なりすまし防止の観点や投書内容について責任を持っていただくために、氏名や連絡先などの個人情報を求めておりますが、本市のLINEはガイドラインにあるようなセキュリティーに対応しておらず、個人情報の取扱いに課題があることから、「市民の声」をLINEで直接受け付ける考えは、現時点では持っておりません。

しかしながら、先の令和5年第4回定例会の星熊伸作議員の一般質問にお答えさせていただいたとおり、LINEのトーク画面下部にタイル型に表示されるリッチメニューに、オンライン申請を設定するなどのリニューアルを現在予定しております。その中で、「市民の声」やパブリックコメントの意見募集のボタン設定の準備も進めているところであります。

これによりまして、リッチメニューからワンクリックで「市民の声」専用フォームのほうへ遷移することができ、より気軽に「市民の声」を出していただける環境整備につながるものと考えております。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

あと、市民の方がよく御覧になるのに広報こまきがあると思いますが、私は、この広報こまきに「市民の声」のはがき等を常時設置したらどうかなというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○市長公室長（笹原浩史）

広報こまきに「市民の声」のはがきをつけ、意見を出しやすい環境を整える考えはないかとお尋ねかと思えます。

広報こまきに「市民の声」専用はがきをつけることにつきましては、広報がのりづけされた雑誌のような形態ではないため、とじ込みすることは難しく、一方で、手作業で挟み込む場合も相応の費用が必要となります。また、単純に広報こまきの中に専用はがきを印刷し、これを利用者が切り取って使っていただくことは、広報誌の厚みが薄いため、はがきとしての規格を満たしておりません。加えて、はがきは郵送の際に、意見内容や住所・氏名などの個人情報などが外から見えてしまうこと、さらには記入できるスペースが限られるなどの問題があるところであります。

市では、毎年12月に広報こまきの読者アンケートを広報誌に印刷し、記入後にテープやのりで貼り合わせ、封書としてそのまま切手を貼らずにポストに投函できるアンケート調査を実施しております。これは、より良い広報誌を作る目的で行っているものでありますが、ここに「市民の声」として市政に関する意見募集も同時に行うこと

ができないか、現在検討しているところであります。

今後も引き続き、より気軽に意見や提案を出していただけるよう、さらに研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

広報こまきのアンケートで実施されている方法で、これを毎号につけるとなると、費用をお聞きすると270万円ぐらいかかるというようなことをおっしゃっているんですが、多く費用がかかると言われているんですが、私はこの270万円は本当に安いと思っているんです。市民の方の意見をしっかり集められるということでは、ここの辺は予算の関係もありますので検討いただきたいなというふう

常時設置できなくても、紙面のうちの3分の1でもいいので、毎号で「市民の声」に対する募集であったり、そういったのを表示してもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点は御検討いただけるかどうか、お考えをお聞かせください。

○市長公室長（笹原浩史）

広報こまきの毎号で「市民の声」の募集の案内や紹介をしてはどうかとのお尋ねかと思えます。

現在、「市民の声」につきましては、毎年1回、広報こまきの中で寄せられた意見の一部を紹介するとともに、市の回答も併せて掲載し公表しているところであります。これを毎月の広報で実施したり、「市民の声」を紹介することにつきましては、広報を各家庭に配布いただいております各自治会の方々の負担を軽減すべく、ページが増えないよう、掲載する記事の厳選化を進めている現状では難しいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

私は本当に、スペースは取れるんじゃないかなと。市民の方も細かく見られるわけではないので、毎号しっかり小さい記事でもいいので載せていただくということが重要だと考えます。そして、1年に1回、Q&A的にこういった対応、「市民の声」の声が上がって対応したというのは掲載されているんですが、その記事の中にも、今はこういう要望が来てこういう対応をしたというのが毎号あると、市民の方ももっと意見を出しやすくなるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

先ほど「市民の声」を送りやすくなる対応するという事なんですが、その対応の中でも、どのような声でもぜひ送ってくださいであったり、これは民間なんですが、C o C o 壱番屋さんというところはしっかりアンケートを取ってサービス改善をされ

ていますが、それと同じように、C o C o 壺番屋さんは3,000円の食事券等を送られていますが、何かプレゼントをすとか、そういった形で「市民の声」をより多く集めることも必要なんではないかなというふうに思っております。

実際、先ほどのLINEのリッチメニューから飛ぶホームページにおいて、確認をさせていただくと、アンケートを書くところに確認すると、まずタイトルが必要なんですね。御提言のタイトルというものをまず書かなきゃいけないと。意見を言うのに、まず自分の意見の提言のタイトルというのをわざわざ書かなきゃいけない、これを書かないと進めないんですね。こういったところももう一度考えていただきたい。そして、電話番号を登録するときも、数字だけではなくて、必ずハイフンを打たないと受け付けてくれない、こういった細かいところももっと考えていただいて、見ていただいて、対応していただきたいということと、「確認する」というボタンがあるんですが、それが本当に小さいんです。そして「修正」、送信のボタンなんですけど、小牧市では「完了」という名前になっているんですが、そういうのも本当に小さいんですよ。市民がどうやって送るのか、そういったところをしっかりと考えてやっていただきたいというふうに思います。

そして、実際の「市民の声」の設置されているのは、このA4の紙とこの封筒、この2つが設置されております。これが、市民の方は2つこう持っていかなくちゃいけないと、これも簡単なんですけど、少し丸めてこの中に入れて1回で持っていけるような、そんな細かい対応もぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

この中で1点、「市民の声」という、日本語で全部書いてあるんですが、ここだけ英語表記でした。何語か分からないんですけど、「市民の声」と書いてあると思うんですが、これだけでは、外国人の方の対応だと思うんですが、あとは日本語、絶対書けないと思いますので、この辺も本当に細かく見ていただいて、より多く集めるためにはどうすればいいのかということを検討していただきたいというふうに思います。

続いて、「市民の声」の中でも子どもたちの声、この声が私は集まってないんじゃないかなというふうに思っておりますが、実際、子どもたちの声は届いているのかということと、その声を集める必要が私はあると思うんですが、その点はどのようなお考えでいらっしゃるかをお聞きしたいと思っております。

○市長公室長（笹原浩史）

子どもたちの声は届いているのか、また、子どもたちの声をもっと集める必要があるのではないかとのお尋ねであります。

「市民の声」の制度では、生年月日や年齢の記載を求めているため、小中学生や高校生などの意見がどれくらい寄せられているかは把握できておりません。寄せられ

た意見などの内容から、全体としてはその数は少ないものと思われませんが、本市といたしましては、「市民の声」制度だけではなく、まちづくり推進計画の進捗状況を把握するため、アンケートをはじめ、各種行政計画でのアンケートやスクールミーティングなどを通じて子どもたちの意見を伺っているところであります。

「市民の声」制度で子どもたちの声を集めることは、子どもたちの年齢や状況によっては難しいことが想定されます。市といたしましては、子どもたちに「市民の声」で御意見をいただけることを否定するものではありませんが、「市民の声」で御意見をたくさん集めるのではなく、アンケートなどを活用し集めていきたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

アンケート等で集めるということでしたが、アンケートは常にやられるわけではないので、やっぱり子どもたちも「こうしてほしい」と思ったときに送られるような対応をぜひしていただきたいなど。子どもたちに送られるものでは、こども広報こまきというものもあります。こういったものもぜひ活用していただいたり、これは教育委員会との絡みになってまいります。タブレットも全員が持っていますので、タブレットで直接送られるような、そういうこともぜひ検討していただきたいなど。

子どもたちは本当に意見を持っています。以前、私が公園のトイレの質問をさせていただいたときに、公園のトイレをチェックしたときに子どもたちに何か問題ないのって言うと、トイレットペーパーがないんです、ドアが壊れているんです、水流すところがないんですと、もう様々な声をくれるんですよ。そういう声をしっかり拾えるようにしていただきたい。または、市民センターにおいては、学習室を使うときに予約しないと使えないんですよと、常に用意してもらいたいんですよといっぱい声が上がってくるんです。そういう声をぜひ集めていただきたいというふうに思います。

時間の関係もありますが、この「市民の声」について、市長のお考えをぜひお聞かせいただければと思います。

○市長（山下史守朗）

小牧市の「市民の声」制度について、御意見をいただきました。

「市民の声」であります。これは市民の皆さん方の御意見・御提案を気軽に市に届けていただくということですが、もちろん様々な形で「市民の声」が届くわけでありまして、この「市民の声」制度以外でもいろんな形で日々届いております。ただ、この「市民の声」制度につきましては、現場であるとか、あるいは担当部署ということではなくて、市長宛てにという思いで届けていただく方が多いのではないかと

なというふうに思っております。制度上、私まで届いて目を通すという形になっているわけなんですけれども、基本的にはその中でもいわゆる御質問というか、問合せというようなことも結構ありまして、担当課とか現場の、これどうなっているのというような単純な御質問というようなこともございます。

そうした中で、御回答が必要な分は御回答するんですけれども、基本的には御提案をいただいて、市長としてそういった御意見・御提案について受け止めて今後の市政に反映していく、そのためにこういう制度を設けているところでございます。

少ないんじゃないかという御意見でありましたが、これはちょっと分かりませんね。多い少ないというのは、どのぐらいが適切なのかということは全く分からないところではありますが、ただ、出しやすい制度であるということは非常に大事だと思っていますから、そういう意味では、いろんな形の中で今、窓口に置いたりとか、インターネットを通じて出していただく、匿名でも出していただけるわけですから、決して出しにくい制度だとは思っていません。いろんな形の中で気軽に声を届けていただけるようにはなっているのではないかとこのように思っております。ですから、特に御意見があれば、市民の方に私まで御意見を言ってもらえる、そういった制度としては機能しているというふうに思っております。

ただ、一層市民の声を聴いていく、市民が声を届けやすくしていくということについては、これはいろんな形がありますし、終わりがあることではありませんので、引き続き様々な形で努力していきたいと思っております。

併せて、こういった「市民の声」という制度だけではなくて、タウンミーティングですとか、今、子どもの声という話がありましたけれども、中学生、高校生のスクールミーティング、近年では毎年実施しておりますし、アンケート調査なども様々な機会を捉えて広範囲にやっているところもございますので、様々な機会を捉えて市民の皆さん方の様々な多様な御意見・御提言をお聴きして、市政に反映していければというふうに考えておりますので、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○5番（大上利幸）

ありがとうございます。

先ほどちょっと民間の話をしていましたが、民間のC o C o 壺番屋さんというところがしっかり使われているということで、壺番さんの創業者の宗次さん、この方が経営塾というものをやられていて、私はその1期生の生徒で、そこで習ったのは、世界一のカレーチェーンにされてますけど、朝4時過ぎに出社されて、各店から送られてきたアンケートをまず全部自分で目を通されるんです。そこにおいて、各店舗ですぐ対応できること、サービスであったりクオリティー、そういうのはすぐ指示を出して、

その日のうちに解決する。そして、戦略的なところに関しては、今後しっかりと多い意見から検討していくということをやられて、結果としては世界一のカレーチェーンになっていますので、それぐらいやっぱり市民イコール民間で言うとお客様になりますけど、その点を集めていただくということが非常に重要で、市長自ら目を通してあるということの一つ安心しているんですが、できるだけ多くの声をぜひ集めていただきたいなというふうに思います。

この声を集めることによって、市民サービスの向上、そして、山下市長は1期目に議員定数3分の2に削減ということのマニフェストでうたわれていたましたが、そういう議員定数の削減に向けても、市民の声を市がしっかり集めていただいて、逆に我々にフィードバックする、我々に届く声が市に直接届くというふうになると、議員定数の削減もできるのではないかなと、そして、歳出の削減もできるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも市民の声をしっかりと集めていただきたいということをお願いして、私の全ての質問を終わります。

○議長（舟橋秀和）

以上で、一般質問を終わります。

日程第2、議案審議に入ります。

議案第2号から議案第45号まで及び議案第47号の議案45件を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

通告順に発言を許します。

河内 光議員。

○14番（河内 光）

それでは、議案第32号「令和5年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）」。

補正予算に関する説明書の166ページ、167ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出のうち、1款3項2目58節過年度損益修正損7億3,578万1,000円、過年度分時間外勤務手当等、続きまして下の欄、3目54節その他雑損失841万8,000円、現年度分遅延利息等についてであります。

新聞記事でも拝見しましたが、小牧市民病院における当直業務が時間外勤務に当たることが分かったため、支払われていた定額の手当との差額を遡って支給するという内容でした。先ほどの2つの金額を合計すると、7億4,000万円余というかなりの金額の補正予算が計上されております。

そこで、質問したいと思います。

(1) 過年度分時間外勤務手当等について。

どのような見解をもって時間外勤務手当等を遡及支給することとしたのかお尋ねします。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○市民病院事務局長（長尾正人）

議案第32号「令和5年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）」。

収益的収入及び支出のうち支出、1款3項2目58節過年度損益修正損、過年度分時間外勤務手当等及び3目54節その他雑損失、現年度分遅延利息等。

（1）過年度分時間外手当等について。

どのような見解をもって時間外勤務手当等を遡及支給することとしたのかのお尋ねであります。

働き方改革の1つとして手当の見直しを行っている中で、複数の職員より祝日直許可のない当直業務に従事した場合の、時間外勤務手当の支給が法令どおりに行われていないのではないかと指摘を受けました。指摘された内容について、顧問弁護士等の意見を踏まえて検討した結果、祝日直許可のない当直業務は、時間外勤務手当として支給する必要があると判断したところであります。

遡及する期間につきましては、労働基準法の規定に従い、職員から最初に指摘のあった令和5年4月を基準として、過去3年遡った令和2年4月から令和6年2月までとしています。

支給の対象となる職種は、医師、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、臨床工学技士であります。

以上であります。

○14番（河内 光）

御答弁いただきありがとうございます。時間外勤務手当等を遡って支払うこととなった経緯や、遡及支給の期間、対象となる職種については理解できました。

再度質問いたします。

先ほど遡及期間が令和6年2月までとお聞きしましたが、令和6年3月以降の当直業務への対応方針についてお尋ねいたします。

○市民病院事務局長（長尾正人）

遡及期間が令和6年2月までとの答弁でありましたけれども、令和6年3月以降の当直業務への対応方針についてのお尋ねであります。

令和6年3月以降の当直業務につきましては、医師及び臨床工学技士は、定額の手当ではなく、適正な時間外勤務手当を支払うよう改めております。なお、薬剤師、臨

床検査技師及び放射線技師については、既に勤務体制を見直して2交代の勤務としておりますので、時間外勤務手当は発生しておりません。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

次に、大上利幸議員。

○5番（大上利幸）

議案第2号「小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」。

（1）特別職の退職手当の額の審議について。

山下市長は、マニフェストで市民との約束を守り、特別職の退職手当を50%削減されております。山下市長の任期中における特別職の退職手当の額について、小牧市特別職報酬等審議会の意見を聞く必要性について、見解を伺います。

○議長（舟橋秀和）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○市長公室長（笹原浩史）

議案第2号「小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」。

（1）特別職の退職手当の額の審議について。

小牧市特別職報酬等審議会の意見を聞く必要性についての見解のお尋ねであります。特別職の退職手当につきましては、令和4年第4回定例会におきまして、大上議員の一般質問に対する市長の答弁の中で、退職手当は、市長自身の判断で2分の1の額に引き下げてきたところであり、それが適正額なのかどうかということについては、第三者に御判断いただくということも一つの手段と思っている。4期目の任期を担うのであれば、山下市長も含めて、今後の市長の退職手当の適正額を検討する中で、例えば特別職報酬等審議会など、第三者の御判断に委ねるのも良い案ではないかと考えている旨、お答えをしているところであります。

今回、それを踏まえまして、特別職報酬等審議会に一度御意見を伺おうとするものでありますが、特別職報酬等審議会の所掌事項には退職手当は含まれていないことから、審議を担っていただけるよう今回、条例の改正を提案させていただいたところがあります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

続いては、なぜこの時期に提出されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○市長公室長（笹原浩史）

この時期に提出するのはなぜかとお尋ねであります。

この議案を提出させていただきます経緯につきましては、先ほどお答えいたしましたとおりであります。市長選挙が終了し、山下市長が4期目を担われることや、第19期の市議会選挙も終了したこと、令和6年度に特別職の給料月額や議員の議員報酬について、近頃の物価上昇や賃上げなどの状況も踏まえて、特別職報酬等審議会において御意見を伺いたいと考えておるところであります。

今回それに併せて、退職手当につきましても御意見を伺えるよう条例改正し、しっかりと御議論いただくということで、今定例会に提案させていただいたところあります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

小牧市長等の退職手当の特例に関する条例において、特別職の退職手当を50%減額されておりますが、小牧市特別職報酬等審議会では、その50%に減額された退職手当の額について、高い低いという議論はされないということでよいのかどうかをお聞かせください。

○市長公室長（笹原浩史）

審議会では、現在の特例条例の退職手当額は審議されないのかとお尋ねかと思えます。

この条例の提出理由でも説明させていただきましたとおり、特例条例について御審議いただくものではなく、特別職の退職手当の額について審議会の意見を聴くために条例改正をさせていただくものであります。

以上であります。

○議長（舟橋秀和）

発言通告による質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題といたしております。議案第2号から議案第45号まで及び議案第47号の議案45件については、会議規則第36条第1項の規定により、議案委員会付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。ただいま委員会付託といたしました議案45件は、会議規則第43条第1項の規定により3月21日までに審査を終わるよう、期限を付したいと思います。

(速報版)

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって議案45件については、3月21日までに審査を終わるよう、期限を付することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、3月22日午前9時30分より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後1時39分 散 会)

令和6年小牧市議会第1回定例会議事日程（第5日）

令和6年3月12日午前10時 開議

第1 一般質問

1 個人通告質問

第2 議案審議

自 議案第 2号

至 議案第45号

議案第47号

} 質疑

} 委員会付託

議案委員会付託表

付託 委員会	議案 番号	件 名
総務	2	小牧市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
	3	小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	4	小牧市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	5	小牧市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
	6	小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	47	小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について
福祉 厚生	7	小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	8	小牧市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について
	9	小牧市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	10	小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	11	小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
	12	小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	13	こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	14	小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

	15	小牧市病院事業の設置等に関する条例及び小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	20	市民会館ホール舞台照明設備更新工事請負契約の締結について
文教建設	16	小牧市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	17	小牧市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	18	尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
	19	小牧市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
	21	小牧市道路線の廃止について
	22	小牧市道路線の認定について
予算決算	23	令和5年度小牧市一般会計補正予算（第13号）
	24	令和5年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）
	25	令和5年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	26	令和5年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	27	令和5年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
	28	令和5年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	29	令和5年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

予 算 決 算	3 0	令和5年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
	3 1	令和5年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
	3 2	令和5年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)
	3 3	令和5年度小牧市下水道事業会計補正予算(第3号)
	3 4	令和6年度小牧市一般会計予算
	3 5	令和6年度小牧市土地取得特別会計予算
	3 6	令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算
	3 7	令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計予算
	3 8	令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計予算
	3 9	令和6年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計予算
	4 0	令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計予算
	4 1	令和6年度小牧市介護保険事業特別会計予算
	4 2	令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算
	4 3	令和6年度小牧市病院事業会計予算
	4 4	令和6年度小牧市水道事業会計予算
4 5	令和6年度小牧市下水道事業会計予算	

